

～国民一人一人が森を支える。森林環境税～

国内に住所を有する個人に対して、新たに森林環境税【国税】1人年額1,000円が導入され、個人市県民税均等割と併せて課税されます。

なお、個人市県民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から臨時的に1人年額1,000円（市民税500円、県民税500円）引き上げられていましたが、この臨時措置が令和5年度で終了します。

個人住民税均等割 [年額]		令和5年度以前	令和6年度以降
国税	森林環境税	-	1,000円
県民税	個人住民税均等割額	2,000円	1,500円
(うち福岡県森林環境税)		(500円)	(500円)
市民税		3,500円	3,000円
計		5,500円	5,500円

平成20年度から福岡県森林環境税（県税）が導入されていますが、令和6年度から新たに導入される森林環境税は、国税です。県税と国税でそれぞれに目的、用途等が異なります。

※新たに導入される森林環境税の税収は全額が国によって森林環境譲与税として、都道府県・市区町村へ譲与されます。

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家計を支える人が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。
国民年金は、**20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。**

国民年金のポイント

- ◎ 老齢年金・・・老後を支えます
- ◎ 障害年金・・・病気や事故で障がいの状態になったときに支えます
- ◎ 遺族年金・・・加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます

「学生納付特例制度」

学生で本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の支払いが猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外の日本分校に在学する方です。

「納付猶予制度」

50歳未満で本人と配偶者の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の支払いが猶予される制度です。（学生以外）

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取れないことも…。
また、保険料には右記制度のほか、免除制度があります。ご利用の場合は、申請が必要です。

